

(登録通知)

問3 適格請求書発行事業者の登録は、どのような方法で通知されますか。【令和3年7月追加】
【令和4年4月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者の登録の通知については、登録申請書をe-Taxにより提出して、登録通知について電子での通知を希望した場合は、通知書等一覧に登録番号等が記載された登録通知書がデータで格納され、その他の場合は、書面にて登録番号等が記載された登録通知書が送付されます。

電子データで登録通知を希望していただくことで、

- ・ 税務署での処理後、速やかに電子通知が行われるため、書面より早期に登録通知書を受領することができる
 - ・ 通知書等一覧内にデータ保管されるため、登録通知書の紛失のおそれがない（保管されたデータは、書面により出力することやPDFデータでの保存をすることが可能）
- などのメリットがありますので、ぜひご利用ください。

なお、登録通知書は、原則として再発行を行いませんので大切に保管してください。

(登録申請から登録通知までの期間)

問4 登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでにどの程度の期間がかかりますか。【令和3年7月追加】
【令和4年4月改訂】

【答】

登録申請書を提出してから登録通知を受けるまでの期間については、一時期に多量の登録申請書が提出された場合は処理に時間を要するなど、登録申請書の提出状況により異なります。

現時点における登録申請書を提出してから登録通知までに要する期間については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」に掲載していますのでご確認ください。

なお、登録申請書をe-Taxで提出し、登録通知を電子データで受け取れることを希望される場合は、事前にメールアドレスを登録すると、登録したメールアドレス宛に、登録通知が「通知書等一覧」に格納されたことをお知らせするメールが送信され、すぐに登録通知を確認できますので、ぜひご利用ください。

(参考) メールアドレスの登録方法については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の「申請手続」にある「メールアドレス・宛名登録マニュアルe-Taxソフト(Web版) ver.」をご参照ください。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」



「メールアドレス・宛名登録マニュアル
e-Taxソフト(Web版) ver.」



(登録の効力)

問5 適格請求書発行事業者の登録の効力は、いつから発生するのですか。【令和3年7月改訂】
【答】

登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書発行事業者登録簿に法定事項を登録して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を通知することとされています(新消法57の2③④⑤⑦)。

登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日(以下「登録日」といいます。)から生じます。このため、登録日以降の取引については、相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じ、適格請求書を交付する義務があります(インボイス通達2-4)。

なお、登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱いについては、問31《登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い》をご参照ください。

(参考) 令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日に生じることとなります。

(課税期間の中途での登録)

問6 課税事業者は、課税期間の途中でであっても、適格請求書発行事業者の登録を受けることができますか。【令和3年7月追加】

【答】

課税事業者は、課税期間の途中でであっても、登録申請書を提出し、登録を受けることができます。登録申請書を提出し登録を受けた場合、登録の効力は、登録日から生じます。

なお、新設法人等の登録時期の特例については、問12《新設法人等の登録時期の特例》をご参照ください。

(参考) 令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります。

(免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合)

問8 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合の取扱いについて教えてください。また、この場合、いつから課税事業者となりますか。【令和4年4月改訂】

【答】

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じることとなります。)から課税事業者となる経過措置が設けられています(28年改正法附則44④、インボイス通達5-1)。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となり、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

なお、経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、基準期間の課税売上高にかかわらず、登録日から課税期間の末日までの期間について、消費税の申告が必要となります。

(注) 1 この経過措置の適用を受ける登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含まない場合は、登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については免税事業者となることはできません(28年改正法附則44⑤)。

2 この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合には、原則どおり、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

なお、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、登録申請書を提出しなければなりません(新消法57の2②、新消令70の2)。

(課税事業者として消費税の確定申告が必要となる期間(個人事業者の場合))

問9 個人事業者が、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合における、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間(令和5年分)の消費税の申告について具体的に教えてください。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

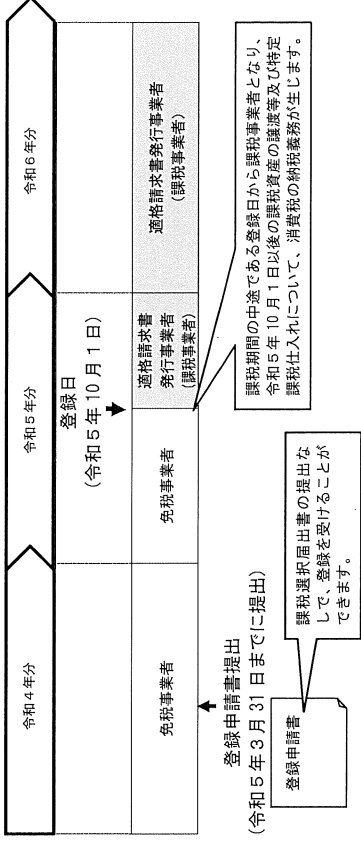
【答】

1 令和5年分について免税事業者である個人事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合(登録に際して令和5年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を除きます。)

令和5年分について免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります。)には、登録日である令和5年10月1日以後は課税事業者となりますので、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

《免税事業者に係る登録の経過措置》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日に登録を受けるため、令和5年3月31日までに登録申請書を提出し、令和5年10月1日に登録を受けた場合



2 令和5年分について課税事業者である個人事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた場合(登録に際して令和5年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を含みます。)

令和5年分について課税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、同日から適格請求書発行事業者となりますが、その課税期間(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)中に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

(参考1) 令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間(令和4年分)について
免税事業者である個人事業者が令和4年分に登録の通知を受けたとしても、適格請求書発行事業者の登録日は令和5年10月1日以後となりますので、令和4年分の消費税の申告は必要ありません。

(参考2) 令和5年10月1日から登録を受けることとなった場合において、登録日の前日である令和5年9月30日に、免税事業者であった期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産や保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するものを有しているときは、当該棚卸資産又は課税貨物に係る消費税額について仕入税額控除の適用を受けることができます(改正令附則17)。

(簡易課税制度を選択する場合の手続等)

問10 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録を受けた日から課税事業者になることですが、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができますか。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

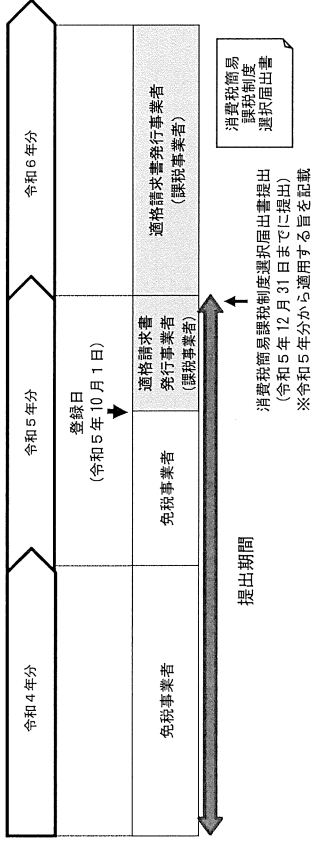
免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じます。)から課税事業者となる経過措置が設けられています(28年改正法附則44④、インボイス通達5-1)。

この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます(改正令附則18)。

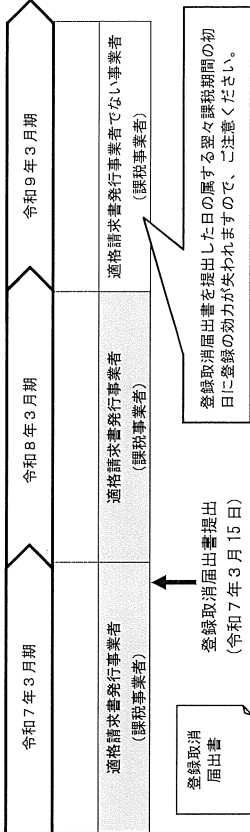
したがって、ご質問の場合、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

《消費税簡易課税制度選択届出書の提出に係る特例》

(例) 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



(例2) 適格請求書発行事業者である法人(3月決算)が令和7年3月15日に登録取消届出書を提出した場合(届出書を、その提出のあった日の属する課税期間の末日から起算して30日前の日から、その課税期間の末日までの間に提出した場合)



(参考) 課税選択届出書を提出している事業者の場合、適格請求書発行事業者の登録の効力が失われた後の課税期間について、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるなどの理由により事業者免税点制度の適用を受ける(免税事業者となる)ためには、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。

例えば、上記例1の場合(課税選択届出書を提出している法人の場合)、令和8年3月期について事業者免税点制度の適用を受けるためには、登録取消届出書を提出した令和7年2月1日から令和7年3月31日までの間に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。

(事業の廃止や法人の合併による消滅があった場合の手続)

問15 事業の廃止や法人の合併による消滅があった場合の手続について教えてください。【令和3年7月追加】

【答】

消費税法上、事業者が事業を廃止した場合は「事業廃止届出書」を、合併による消滅の事実があった場合は「合併による法人の消滅届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出する義務があります(消法57④三、五)。

なお、「事業廃止届出書」を提出した場合は、事業を廃止した日に、「合併による法人の消滅届出書」を提出した場合は、法人が合併により消滅した日に適格請求書発行事業者の登録の効力が失われます(新消法57の2⑩、インボイス通達2-7、2-8)。

(注) これらの届出書を提出していない場合であっても、税務署長は、事業を廃止したと認められる場合、合併により消滅したと認められる場合に適格請求書発行事業者の登録を取り消すことができます(新消法57の2⑥)。

(相続)

問 16 適格請求書発行事業者の登録を受けていた親から相続を受け、事業を承継したのですが、適格請求書等保存方式において必要となる手続及び適格請求書発行事業者の登録の効力について教えてください。【令和 3 年 7 月追加】

【答】

- 1 令和 5 年 10 月 1 日より前に死亡した場合
令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けることとされていた事業者が、令和 5 年 10 月 1 日より前に死亡した場合は、登録の効力は生じません。したがって、相続により事業を承継した相続人が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書を提出する必要があります（相続人が既に登録申請書を提出していた場合を除きます）。
- 令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けようとする場合は、原則として、令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出する必要がありますが、令和 5 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合に、令和 5 年 9 月 30 日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和 5 年 10 月 1 日に登録を受けたこととみなされる措置が設けられています（改正令附則 15）。相続による事業承継は、この困難な事情に該当しますので、令和 5 年 9 月 30 日までに登録申請書を提出していただければ、令和 5 年 10 月 1 日から登録を受けることができます。
- なお、登録申請を行った事業者が死亡した場合は、相続人は、「個人事業者の死亡届出書」を提出いただきますようお願いします。

- 2 令和 5 年 10 月 1 日以後に死亡した場合

令和 5 年 10 月 1 日以後に適格請求書発行事業者が死亡した場合、その相続人は「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を提出する必要があり、届出書の提出日の翌日又は死亡した日の翌日から 4 月を経過した日のいずれか早い日^(※)に登録の効力が失われます。

また、相続により事業を承継した相続人が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、相続人は登録申請書の提出が必要となります（相続人が既に登録を受けていた場合を除きます）。

なお、相続により適格請求書発行事業者の事業を継承した相続人の相続のあった日の翌日から、その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日又はその相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から 4 月を経過する日のいずれか早い日までの期間にについては、相続人を適格請求書発行事業者とみなす措置^(※)が設けられており、この場合、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなすこととされています。

登録申請書の提出から登録通知を受けるまでには、その審査等に一定の期間を要しますので、相続により事業を承継した相続人が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、お早めに登録申請書をご提出ください。

(※) 相続人を適格請求書発行事業者とみなす措置の適用がある場合、その措置の適用がある期間は被相続人の登録は有効です。

(適格請求書発行事業者公表サイト)

問 21 適格請求書発行事業者公表サイトでの適格請求書発行事業者の公表情報の確認方法について教えてください。【令和 4 年 4 月改訂】

【答】

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」では、交付を受けた請求書等に記載された登録番号を基にして検索する方法により、適格請求書発行事業者の氏名・名称や登録年月日などの公表情報を確認することができます。

なお、相手方から交付を受けた請求書等に記載がある登録番号に基づき、検索を行った結果、該当する公表情報がない場合（交付を受けた請求書等の記載内容と異なる情報が表示される場合を含みます）、請求書等に記載された登録番号が誤っている可能性などがありますので、まずは、相手方にご確認いただきますようお願いします。

(参考)「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」には、登録番号を基にした検索のほか、システム間連携のための Web-API 機能や公表情報に係るデータのダウンロード機能があります。これらの機能の詳細については、同サイトで仕様公開しておりますので、ご確認ください。

(適格請求書発行事業者の公表情報の変更等)

問 22 適格請求書発行事業者の公表情報に変更等があった場合の手続について教えてください。【令和 3 年 7 月追加】【令和 4 年 4 月改訂】

【答】

適格請求書発行事業者の氏名又は名称、法人の本店所在地などの法定の公表事項に変更があった場合は、適格請求書発行事業者は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者登録簿の登録事項変更届出書」(個人事業者の氏名について「住民票に併記されている外国人の通称」若しくは「住民票に併記されている旧氏(旧姓)」を公表している場合又はこれらを氏名と併記して公表している場合に、その公表事項等を変更するときは、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書」を提出する必要があり、これにより、適格請求書発行事業者登録簿の情報及び公表情報を変更されます(新消法 57 の 2^⑧)。

また、個人事業者等が主たる屋号や主たる事務所の所在地を公表している場合に、その情報に変更等があったとき又は公表をしないこととときは、当該個人事業者等は、納税地を所轄する税務署長に「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書」を提出する必要があり、これにより、公表情報を変更されます。

なお、通知を受けた適格請求書発行事業者の登録番号は変更することではありません。

「適格請求書発行事業者登録簿の登録事項変更届出書」及び「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)届出書」は、e-Tax を利用して提出することができますのでぜひご利用ください。また、郵送により提出する場合の送付先は、各国税局のインボイス登録センターとなります。届出の概要については、問 2《登録の手続》をご参照ください。

(修正した適格請求書の交付方法)

問30 交付した適格請求書等に誤りがあった場合に交付する修正した適格請求書等の交付方法について教えてください。【令和3年7月追加】

【答】

適格請求書発行事業者が、適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付した場合（電磁的記録により提供を行った場合を含みます。）において、これらの書類の記載事項に誤りがあったときには、これらの書類を交付した相手方に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければなりません（新消法57の4④⑤）。

これらの交付方法は、例えば、

- ・ 誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項の全てを記載したものを交付する方法
- ・ 当初に交付したものととの関連性を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法

などが考えられます。

①改めて記載事項の全てを記載したものを交付する場合

当初交付した適格請求書

請求書《4月分》
〇年〇月〇日
(株)△△
登録番号：T123456...

月	日	商品	売上金額 (特注き)
4	3	菓子	※ 5,900
	4	酒	30,000
	7	菓子	※ 30,000
		合計	売上額 8,000円
		8%対象	100,000円
		10%対象	100,000円

※は軽減税率対象

誤り箇所

②修正した事項を明示したものを交付する場合

請求書
〇年〇月〇日
(株)△△

〇年〇月〇日付4月分請求書について、
下記のとおり誤りがありましたので、修正いたします。

合計	売上額	消費税額等
10%対象	110,000円	11,000円

誤

合計	売上額	消費税額等
10%対象	100,000円	10,000円

(注)当初の適格請求書と合わせて保存願います。

修正箇所

関連性の明確化

修正した適格請求書等を交付した事業者は、当初交付した適格請求書の写し及び修正した適格請求書等（①又は②）の写しの保存が必要です。

(税抜価額と税込価額が混在する場合)

問48 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営業する事業者です。当社のレジシステムで買い物客に発行するレシートは、一般の商品は、税抜価額を記載していますが、たばこなどの一部の商品には税込価額を記載しています。この場合、適格簡易請求書に記載する「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」及び「税率ごとに区分した消費税額等」は、どのように算出すればよいのですか。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

適格請求書の記載事項である消費税額等に1円未満の端数が生じる場合は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行う必要があります（新消令70の10、インボイス通達3-12）。この取扱いについては、適格簡易請求書に消費税額の記載を行う場合についても同様です。

ご質問のように、一の適格簡易請求書において、税抜価額を記載した商品と税込価額を記載した商品が混在するような場合、いずれかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を記載するとともに、これに基づいて「税率ごとに区分した消費税額等」を算出して記載する必要があります。

なお、税抜価額又は税込価額のいずれかに統一して「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した額」を算出する際における1円未満の端数処理については、「税率ごとに区分した消費税額等」を算出する際の端数処理ではありませんので、この場合にどのように端数処理を行うかについては、事業者の任意となります。

ただし、たばこなど、法令・条例の規定により「税込みの小売価額」が定められている商品や再販売価格維持制度の対象となる商品と、税抜価額で記載するその他の商品を合わせて一の適格簡易請求書に記載する場合については、「税込みの小売価額」を税抜化せず、「税込みの小売価額」を合計した金額及び「税率の異なることの税抜価額」を合計した金額を表示し、それぞれを基礎として消費税額等を算出し、算出したそれぞれの金額について端数処理して記載することとしても差し支えありません。

スーパー○○
東京都…
T12345…
XX年11月1日

領収書

コーラ※	1点	¥105 税抜
ビール	1点	¥1,031 税抜
たばこ	1点	¥540 税込
税抜金額	2点	¥1,522
10%対象	1点	¥105
8%対象		
消費税額	2点	¥152
10%対象	1点	¥8
8%対象	3点	¥1,787
合計金額		¥1,800
お預り		¥13
お釣		

※印は軽減税率対象商品

税抜価格の税率ごとの合計額の算出の際の端数処理の方法は事業者の任意となります。

消費税額の計算は、上記税率ごとの合計額から算出します（端数処理は一の適格簡易請求書につき税率ごとに1回である必要があります）。

問 94 当社は、委託先に商品の販売を委託しており、毎月、販売に係る精算書を受領しています。その精算書には、適格請求書の記載事項が全て記載されているのですが、これを基に売上税額の積上げ計算をしてもいいのですか。【令和3年7月追加】

【答】

売上税額の計算は、交付した適格請求書及び適格簡易請求書の写し（電磁的記録により提供したものも含みます。）を保存している場合に、そこに記載された税率ごとの消費税額の合計額に100分の78を乗じて計算した金額とすることができます（積上げ計算）（新消費法48⑤、新消費62）。

また、委託販売における受託者が媒介者交付特例を適用して適格請求書を交付する場合においては、

- ① 買手に交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を保存する
- ② 買手に交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を速やかに委託者に交付又は提供する

こととされており、②について、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等の書類等を交付することで差し支えないとされています（インボイス通達3ー8）。

したがって、ご質問のように、委託先から適格請求書の記載事項が全て記載されている精算書の交付を受けている場合は、その精算書を基に売上税額の積上げ計算をして差し支えありません。

(委託販売等の手数料に係る委託者の売上税額の計算)

問 95 当社は、委託販売等に係る資産の譲渡等を行った場合の売上税額の計算について、資産の譲渡等の金額から、受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額としていますが、適格請求書等保存方式の開始後の取扱いについて教えてください。なお、当社が行う委託販売等は軽減税率の適用対象ではありません。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

委託販売等について、委託販売等に係る委託者においては、受託者が委託商品の譲渡等をしたことに伴い収受した又は収受すべき金額が委託者における資産の譲渡等の金額となりますが、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等のみを行うことを委託している場合、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額から受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とすることが認められます（基通10-1-12、軽減通達16）。

適格請求書等保存方式の開始後、行った課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、受託者から交付を受けた適格請求書等の保存が必要となります。したがって、その資産の譲渡等の金額から受託者に支払う委託販売手数料（課税仕入れ）を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とするためには、当該委託販売手数料に係る適格請求書等の保存が必要となります。

(委託販売等の手数料に係る受託者の売上税額の計算)

問 96 当社は、委託販売等に係る資産の譲渡等について受託し、その手数料を受け取っており、売上税額の計算について、委託された商品の譲渡等に伴い収受した又は収受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額としていますが、適格請求書等保存方式の開始後の取扱いについて教えてください。なお、当社が委託された商品の販売は軽減税率の適用対象ではありません。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

委託販売等について、委託販売等に係る受託者においては、委託者から受ける委託販売手数料が役務の提供の対価となりますが、委託者から軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合、委託された商品の譲渡等に伴い収受した又は収受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額とすることも認められます（基通10-1-12）。

適格請求書保存方式の開始後においても、委託された商品の販売が軽減税率の適用対象でない場合には、引き続き、委託された商品の譲渡等に伴い収受した又は収受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額とすることができ、この場合、委託者に支払う金額に係る課税仕入れに関し、適格請求書の保存は不要です。

(課税期間をまたぐ適格請求書による売上税額の計算)

問 97 当社は、3月決算の法人で、売上げの請求書については、毎月20日締めとしています。3月21日から4月20日までの期間に係る適格請求書には、同期間に係る消費税額を記載しているのですが、これを基に売上税額について、積上げ計算することができませんか。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

売上税額の計算については、交付した適格請求書及び適格簡易請求書の写し（電磁的記録により提供したものを含みます。）を保存している場合に、そこに記載された税率ごとの消費税額等の合計額に100分の78を乗じて計算した金額とすることができます（積上げ計算）（新消法45⑤、新消令62）。

ご質問のような適格請求書を交付した場合、翌課税期間（4月1日から4月20日まで）の消費税額も合計して記載されていることになるため、これを基に売上税額の積上げ計算をすることはできません。

積上げ計算をする場合は、3月21日から3月31日まで及び4月1日から4月20日までに係る消費税額を区分して適格請求書に記載するなどの必要があります。

なお、売上税額の計算は、割戻し計算と積上げ計算を併用することが認められています。したがって、ご質問のような場合に、当該課税期間以外の期間の消費税額が含まれる期間（4月1日から4月20日まで（期首を含む請求書の期間）及び3月21日から3月31日まで（期末を含む請求書の期間））の取引については割戻し計算とし、それ以外の期間の取引については積上げ計算とすることも可能です。

（注） 法人税基本通達2-6-1により決算締切日を継続して3月20日としているような場合、消費税の資産の譲渡等の時期についても、同様とすることが認められています（基通9-6-2）。このように決算締切日より、法人税及び消費税の申告をしている場合には、売上税額の積上げ計算のための課税期間ごとの区分の対応は不要です。

【参考】

- 法人税基本通達2-6-1（決算締切日）

法人が、商慣習その他相当の理由により、各事業年度に係る収入及び支出の計算の基礎となる決算締切日を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認める。

（注）（省略）

(課税期間をまたぐ適格請求書による仕入税額の計算)

問 100 当社は、3月決算の法人です。取引先から、3月21日から4月20日までの期間をまとめた消費税額が記載されている適格請求書の交付を受けたのですが、これを基に仕入税額について積上げ計算することができますか。【令和3年7月追加】【令和4年4月改訂】

【答】

仕入税額の積上げ計算については、交付された適格請求書などの請求書等に記載された消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて算出します(請求書等積上げ計算)(新消法30①、新消令46①)。

ご質問のような適格請求書の交付を受けた場合、当課税期間(3月21日から3月31日まで)の消費税額等と翌課税期間(4月1日から4月20日まで)の消費税額等が合計して記載されていることになるため、これを基に仕入税額の請求書等積上げ計算をする場合は、当課税期間に係る消費税額と翌課税期間に係る消費税額について、それぞれの期間の取引に係る消費税額を算出し、それぞれその期間が含まれる課税期間においてそれぞれ積上げ計算をする必要があります。

また、仕入税額の積上げ計算は、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。)を仮払消費税額等とし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます(帳簿積上げ計算)(新消令46②)。

このため、ご質問の適格請求書について、当課税期間に行った課税仕入れにつき、帳簿積上げ計算することもできます。

(参考)仕入税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められますが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められません(インボイス通達4-3)。

(注) 法人税基本通達2-6-1により決算締切日を継続して3月20日としているような場合、消費税の課税仕入れの時期についても、同様とすることが認められています(基準11-3-1)。このように決算締切日より、法人税及び消費税の申告をしている場合には、仕入税額の積上げ計算のための課税期間ごとの区分の対応は不要です。

【参考】

○ 法人税基本通達2-6-1(決算締切日)

法人が、商慣習その他相当の理由により、各事業年度に係る収入及び支出の計算の基礎となる決算締切日を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認める。

(注) (省略)